

# 明海大学歯学部課外活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2023年4月5日一部改正

学生部長

課外活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを以下に定める。

なお、日本国内における感染状況及び各競技団体や組織が策定している感染予防対策に係るガイドラインの見直し等に応じて、各団体が提出した感染予防対策の内容については、適宜見直しを指示する場合がある。

## 1. 課外活動再開条件

以下の3つの条件を遵守徹底することを課外活動再開の条件として定める。

- ①感染予防に係る遵守事項確認表が提出され、クラブ・同好会指導者（顧問）もその内容を承諾し、大学の許可を得た団体であること。
- ②クラブ・同好会活動に参加する全ての学生が遵守事項確認表及び各競技団体や組織が策定する感染予防対策ガイドラインの内容を正しく理解すること。
- ③本ガイドラインに定められた内容を全て厳守すること。

なお、各団体が定められた感染予防対策を遵守することができていないと判断した場合や、今後の感染拡大状況等により、政府による緊急事態宣言等が発出される等、大学が必要であると判断した場合は、活動の制限をする場合がある。

## 2. 遵守事項

- (1) 体調不良者は、会食（特に飲酒）を伴うイベントや合宿等には参加しないこと。
- (2) 活動時において、試合中や熱中症の恐れがあると判断した場合を除き、ミーティングや休憩中等、体を動かしていない時はマスクを着用すること。
- (3) 飛沫感染の危険性が高い歌唱や管楽器演奏については、少人数で十分な身体的距離を保ち、向かい合っでの練習は避けること。

- (4) 次の場合は活動参加を禁止とする。
- ・前夜の検温において、発熱（37.5℃以上）または発熱の兆候がある場合
  - ・活動当日の朝に検温を行い、発熱（37.5℃以上）または発熱の兆候がある場合
  - ・キャンパス到着後の検温において、発熱（37.5℃以上）が認められる場合
- (5) 団体内での感染者が発生した場合（感染が疑われる場合）及び濃厚接触者であると判断された場合（疑われる場合）は、早急に顧問（指導者）に連絡を入れ、必要な指示を仰ぐ。その後は、「新型コロナウイルス感染症対策における登校再開基準等」に則り、保健所等からの指示内容を受けて決定すること。
- (6) 活動再開前に部室、講義室、各フロアの備品等の撤去・清掃を実施すること。
- (7) 屋内施設ではこまめに換気を行い、競技以外での人の密集（近距離・対面・相互接触・大声での発声）及び長時間の使用を避けること。また、十分な身体的距離を保ち、大声での会話や発声を控えること。
- ※楽器を使用する団体については、扉・窓を開けた状態で一度練習を行い、外部に漏れる音量によっては、練習時に音量の制限を設ける。
- (8) トレーニングルームの利用については次のとおりとする。
- ・使用する際は1人1時間以内とし、ミーティングや休憩中等体を動かしていない時はなるべくマスクを着用すること。
  - ・トレーニングルーム内ではこまめに換気を行い、十分な身体的距離を確保する。
  - ・使用したトレーニング器具については、その都度（使用后）必ずアルコール消毒を行うこと。
- (9) 公式大会及び学外での活動への参加について
- ・主催団体等が示すガイドライン及び参加条件等を遵守して参加すること。
  - ・対外試合、学外活動届の提出を必須とする。
  - ・団体内での感染者が発生した場合については、参加を取りやめ、2 - (5) に従い、行動すること。
- (10) 公式戦を除く学外での実施される活動（練習試合、展示会等）については、実施実態、参加規模、感染予防対策の内容等を確認の上、参加可否を検討する。